

公民連携箕面観光戦略会議開催要領

(開催)

第1条 箕面市の自然や景観等を活用した持続可能な観光(サステイナブル・ツーリズム)の実現や箕面ドライブウェイの交通渋滞の解消、観光客数の増加など、箕面市の観光諸課題を解決し、箕面市の観光の復活に向けた指針となる「箕面観光戦略」を策定するにあたり、公民連携箕面観光戦略会議(以下「会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 美しい自然や景観、歴史・文化資産など、箕面市の有する観光資源を活用した持続可能な観光(サステイナブル・ツーリズム)の実現に関すること
- (2) 箕面ドライブウェイの交通渋滞の解消に関すること
- (3) 箕面市を訪れる観光客数の増加
- (4) その他、箕面市の観光振興に資すること

(構成)

第3条 会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(座長等)

第4条 会議に座長及び副座長を置き、座長は委員の互選によりこれを定め、副座長は座長の指名により決定する。

2 座長は、会議を代表し、会務を処理する。

3 座長に事故があるとき又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(運営)

第5条 会議は、座長が招集し、議長となる。なお、座長及び副座長が決定するまでの会議の招集は、箕面市観光協会会長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、会長が定めることができる。

2 座長は、必要と認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(部会)

第6条 会議の所掌事務を円滑に進めるため、会議の下に部会を置く。

2 部会は、別表1に掲げる者のうち、会議が必要と認めた者をもって構成する。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、箕面市観光協会に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年7月11日から施行する。

別表1（第3条関係）

（敬称略）

分野	団体・組織名	全体会議	策定部会
有識者	地域活性化伝道師（内閣府登録）	柚木健	柚木健
商業者 事業者	箕面商工会議所	松出末生	水沼博
	箕面物産商組合	奥野輝夫	奥野輝夫
	みのお滝道本町会	樋口貴之	久國香保里
	箕面地区商店会連絡協議会	平井毅豊	
	みのお本通り商店振興組合	尾崎勝之	尾崎勝之
	みのおサンプラザ名店会	堀戸由紀夫	堀戸由紀夫
	大江戸温泉箕面観光ホテル	五島明義	五島明義
	阪急電鉄（株）	小紫美香	委員選定中
	阪急タクシー（株）	中村慎治	
	銀河交通（株）	中村剛	中村剛
	(株)阪急交通社	佐場淳司	大下修平
	(株)ディー・エヌ・エー	小林篤	
寺社関係者	勝尾寺	小嶋隆文	小嶋隆文
	瀧安寺	山本昌弘	山本昌弘
	西江寺	小倉叡裕	小倉叡裕
まちづくり団体 観光関係団体	箕面市観光協会	小枝正幸	
	箕面まちづくり協議会	福西治	
	箕面 FM まちそだて（株）	藤井栄治	前田直哉、八木万理子
	箕面公園管理事務所	木村義行	甲斐あゆみ
	箕面青年会議所	高橋諭吉	高橋諭吉
	箕面都市開発（株）	広瀬幸平	藤井慶一
	箕面観光ボランティアガイド	澤村修	米田真理子
	みのお山麓保全委員会	高島文明	高島文明
	箕面市観光協会旅館部会	石田嗣人	石田嗣人、宮田浩、 田村若菜
	箕面市音楽協会	前田一成	吉岡巴玲
箕面の森アートウォーク実行委員会	中谷雅代	中谷雅代	
行政関係者	(公財)大阪観光局	塩見正成	
	池田土木事務所	服部博之	服部博之
	北部農と緑の総合事務所（みどり環境課）	穂積佳子	穂積佳子
	箕面警察署（交通課）	桂健政	東志穂
	箕面市地域創造部	小山郁夫	菑澤宣雄
	箕面市教育委員会（文化国際室）	小林和幸	小林和幸